

原 著

本人通知制度の実態と住民票を用いた予後調査への影響の検討

ナガイ アキコ ムトウ カオリ イノウエ ユウスケ
永井亜貴子* 武藤 香織* 井上 悠輔*

目的 全国の市町村における本人通知制度の普及状況を明らかにし、バイオバンク・ジャパン (BBJ) の予後調査の結果とあわせて分析することにより、本人通知制度が学術研究を目的とした住民票の写しの利用に与える影響について検討する。

方法 2015年2~3月に全国の1,741の市町村 (特別区を含む) を対象に、本人通知制度の導入状況や同制度の運用形態、学術研究目的の住民票の写しの交付に関する判断基準等について、電話調査を実施した。電話調査で明らかになった本人通知制度の導入の有無と、BBJで2011~2016年度までに実施した計4回の予後調査における住民票の写しの請求に対する交付可否の結果との関連について検討した。

結果 電話調査の結果、1,741市町村から回答が得られた (回収率100%)。本人通知制度をすでに導入している市町村は28.9%であり、導入予定がある市町村は5.1%であった。学術研究目的での住民票の写しの交付の判断基準については、担当者ごとに住民基本台帳事務処理要領をもとに判断している市町村は84.8%、担当者間で共有する一定の基準などがある市町村は14.4%であった。BBJの予後調査で行った住民票の写しの交付請求に対する交付拒否の理由として、同意書に住民票の利用について明記されていないことが挙げられ、一部の市町村は本人通知制度の開始に伴う交付判断基準の見直しを挙げていた。本人通知制度の導入の有無とBBJの予後調査における住民票の写しの交付請求への可否の結果の間に、有意な関連は見られなかった。

結論 BBJの予後調査で行った住民票の写しの交付請求の拒否理由の一部に本人通知制度の導入による判断基準の見直しが挙げられていた。多くの市町村に学術研究目的での住民票の写しの交付に関して一定の判断基準がないことから、今後、学術研究目的の住民票の写しの交付判断に必要な研究の公益性に関する基準を示すなど、市町村を支援する取り組みが必要である。

Key words : 本人通知制度, 住民票, 住民基本台帳法, 予後調査, BBJ, 倫理指針

日本公衆衛生雑誌 2018; 65(5): 223-232. doi:10.11236/jph.65.5_223

I 緒 言

1. 予後調査の意義と方法

コホート研究は、曝露要因と疾病発生の因果関係を明確に理解するための研究手法として有用であり¹⁾、その実施にあたっては、行政機関保有情報を含む様々なリソースに頼りながら、研究対象者の予後を正確に把握することが重要である²⁾。なかでも、疾患の増悪や転居に関する情報を得る作業の一環として、生存・死亡の確認を伴う予後調査の実施は必須である³⁾。

しかしながら、本邦では、米国の National Death Index⁴⁾ のような学術研究のための生存確認に使用できる死亡統計データベースが存在していない。そのため、研究対象者の生存・死亡の事実を把握するには、①研究対象者または家族に連絡を取り、研究対象者の生存状況を確認する方法、②法務局の許可を得て戸籍の写しを入手して確認する方法、③保健所から死亡小票の写しを入手して確認する方法、④住民基本台帳法に基づいて住民票の閲覧または交付請求を行い、住民票や除票から確認する方法のいずれかに頼らざるを得ない。しかし、①の方法は転居や留守などで連絡不能が多く、連絡不能例に死亡が多いこと⁵⁾、②の方法は対象者の本籍地を把握しておく必要があること、③の方法は保管期間が3年であり、住所地以外の都道府県で死亡した場合に死亡把握もれが起きる可能性がある。このことから、住

* 東京大学医科学研究所ヒトゲノム解析センター公共政策研究分野
責任著者連絡先: 〒108-8639 港区白金台4-6-1
東京大学医科学研究所ヒトゲノム解析センター公共政策研究分野 武藤香織

民票の除票の保管期間が5年間と長く、転居先の情報も把握可能である④の住民票照会が、研究対象者の予後調査の一般的な実施方法として定着している。

住民基本台帳に関する事務は自治事務であり、国は市町村（以下、とくに明記しない限り、特別区を含む）が地域の特性に応じて当該事務の処理が可能となるように配慮しなければならないと定められている。住民基本台帳法では、本人等以外の者の申出による住民票の一部の写しの閲覧を認める者として、「統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められるもの」を掲げており、市町村長が当該申出を相当と認めた場合に可能と定められている（法第11条の2）。

他方、本人等以外の者の申出による住民票の写しの交付に関しては、学術研究に関する言及はなく、「住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者」に住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付を認めている（法第12条の3）。住民基本台帳法事務処理要領（2012年6月4日）では、正当な理由が認められるものの例として「学術研究等を目的とする機関が、公益性の観点からその成果を社会に還元するために、疫学上の統計データを得る目的で、ある母集団に属する者を一定期間にわたり本人承諾等の下で追跡調査する必要がある場合」と示している。

以上のように、住民票の写しの交付にかかる事務は自治事務であり、学術研究としての公益性の高さや利用目的が正当か否かの判断は各市町村に委ねられる。大規模なコホート研究では、交付請求先となる市町村も多数の地域に及ぶことから、同一の研究であっても利用可否の判断が異なる場合がある。

2. 住民基本台帳の公開制限と本人通知制度

元来、住民基本台帳法では、居住関係について公の証明を必要とする機会が多いことや、住民票記載事項には個人の秘密に属する事項は含まれていないと考えられていたことから、住民基本台帳の公開の原則がとられていた。しかし、悪質事業者による名簿作成・販売の事案、プライバシーに関する観念の変化などから、1981年より公開を制限する法改正が重ねられ、徐々に第三者の請求による閲覧・交付には本人同意を求める方向に改正されてきた⁶⁾。

さらに、一部の市町村は、住民票の写しの不正取得事案を契機として、住民票の写しや戸籍謄本などを代理人や第三者に交付した場合に、交付の事実を本人に通知する制度（以下、本人通知制度）を独自の方策として導入している。

日本弁護士連合会は、本人通知制度が弁護士業務の遂行や、遺言書作成や保全処分など国民の正当な

権利行使に支障を来す恐れ、法の趣旨に沿わないこと等への危惧を示している⁷⁾。一方、関西圏には本人通知制度の普及に賛同する市民団体もあるほか、一部の県では部落差別啓発月間に本人通知制度の周知活動も実施されている。

しかしながら、本人通知制度がどの市町村で採用され、どのような運用がなされているかは明らかになっていない。佐藤ら（2014）は、がんの予後調査を通じて、宮城県内の4市と1区から「いかなる理由でも地方独立行政法人への交付を拒否する」との回答があったことや、交付に応じた市区町村でも対応や提出の要求のあった資料が多様で個別対応が困難であったと報告しているが⁸⁾、これらの市町村に本人通知制度が導入されていたか否かは定かではなく、本人通知制度の導入が学術研究を目的とした住民票の写しの利用可否に影響を与えているかは明らかではない。

3. 本研究の目的

日本医療研究開発機構委託事業「オーダーメイド医療の実現プログラム（2003～2012年度は、文部科学省リーディングプロジェクト「個人の遺伝情報に応じた医療の実現プロジェクト」として実施）」は、2003年から2007年度に12協力医療機関65施設において47疾患を対象疾患として研究参加者を登録し、DNA・血清・臨床情報を収集し、「バイオバンク・ジャパン（以下、BBJとする）」を構築した。その後、登録した研究参加者約20万人を第1コホートとし、2011年度、13年度、14年度、16年度の計4回の予後調査を実施し、住民票の写しの交付請求により延べ約18.6万人の参加者の情報を取得してきた。

本研究では、全国の市町村における本人通知制度の普及状況を明らかにし、さらに、具体的な予後調査の事例として、対象者から住民票の写しの交付請求に関する明示的な同意を取得していないBBJの第1コホートの予後調査の結果とあわせて検討することにより、本人通知制度が学術研究を目的とした住民票の写しの利用に与える影響について考察することを目的とする。

II 研究方法

1. 調査対象・方法・調査内容

1) 本人通知制度等に関する電話調査

全国の市町村1,718市町村（790市、745町、183村）および東京都特別区23区の合計1,741市町村の役所の住民票等の交付担当者を対象として、2015年2～3月に、電話による聞き取り調査を実施した。電話による回答が難しい場合は、FAXでの回答を依頼した。

調査項目は、本人通知制度の現在の導入有無および導入予定の有無、本人通知制度の導入時期および導入予定時期、本人通知の対象となる者、本人通知の対象となる事案の範囲、学術研究目的の住民票の第三者交付についての担当者間で共有する判断基準の有無とした。

2) BBJ 第1コホートの予後調査への影響

BBJの第1コホートを対象とした予後調査は、表1に示すように、来院調査・住民票調査・死因調査の3段階の調査により実施した。まず来院調査で、本事業から撤退した医療機関で登録された者、調査開始時点までに同意撤回および追跡拒否の手続きがされた者、臨床情報の追跡調査に関する同意を取得していない筋萎縮性側索硬化症(ALS)のみが登録疾患である者を除外した47疾患の研究参加者を対象に、協力医療機関でカルテの閲覧により最終来院日を確認し、さらに参加者が死亡していることが判明した場合はその死亡日を確認した。次に、住民票調査で、来院調査において協力医療機関を1年以上来院しておらず、生存状況が不確定であった者のうち、悪性腫瘍や虚血性心疾患などの死亡率が高い疾患、または糖尿病、脂質異常症、肺気腫、慢性肝炎など本事業の第2期(2008~2012年度)に重点疾患とされた32疾患のいずれかに2010年度の臨床情報で罹患していると登録がされている者を対象に、各参加者の居住地の市区町村へ住民票の写しの交付請求を行い、生存・死亡を確認した。そして、死因調査で、来院調査と住民票調査で死亡が判明した者について、人口動態調査データとの照合を行い、死因情報を取得した。

本稿では、2011年度から2016年度にBBJにおいて実施した計4回の予後調査における住民票の写しの請求結果について報告するとともに、本人通知制度等に関する電話調査において調査した各市町村の本人通知制度の導入状況と住民票の写しの交付請求

の可否との関連について検討した。

2. 分析方法

本人通知制度等に関する電話調査の結果明らかになった各調査項目について集計を行った。本人通知制度の導入の有無と学術研究目的の住民票の写しの第三者交付に関する判断基準との関連について、 χ^2 検定を用いて検討した。

BBJの予後調査において行った住民票の写しの交付請求の結果は、調査年ごとに、住民票の写しが交付された市町村数と交付が拒否された市町村数、交付請求の際に同意書の写しの提出を必要とした市町村数の集計を行った。また、調査年ごとの交付請求件数に対して、交付された件数とその処理方法、交付が拒否された件数について集計を行った。

さらに、電話調査の結果とBBJの予後調査において行った住民票の写しの交付請求の結果を市区町村コードによりデータを突合した。突合したデータを用いて、本人通知制度の有無と住民票の写しの交付請求の結果の関連について、Fisherの正確確率検定を用いて検討した。電話調査の実施時点で市町村合併により存在しない市町村は本人通知制度の導入状況が不明のため、解析から除外した。

統計解析にはSAS ver.9.3を用い、統計学的有意水準は5%とした。

3. 倫理的配慮

BBJの第1コホートを対象とした予後調査は、東京大学医科学研究所の倫理審査委員会による承認を得たうえで実施された(承認番号:15-3-0627,承認日:2009年9月29日)。

市町村を対象とした電話調査は、人を対象とした研究ではないため、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針の対象外である。回答する市町村の担当者の負担を考慮し、電話調査で即時に回答することが困難な場合は、後日に再度電話での回答、またはFAXでの回答を依頼した。

III 結 果

1. 本人通知制度等に関する電話調査

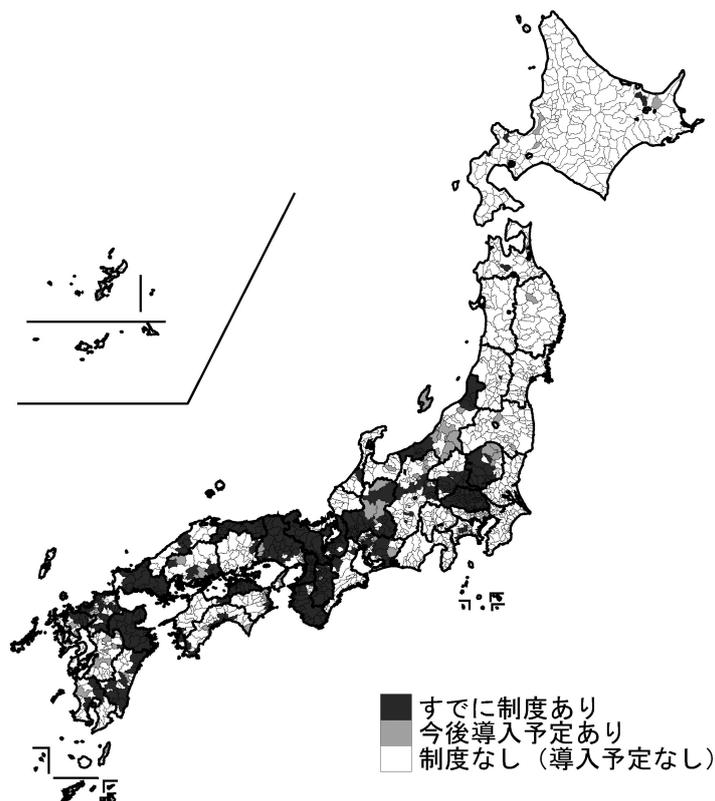
対象1,741市町村の全市町村から回答を得られた(回収率100%)。本人通知制度をすでに導入している市町村は503市町村(28.9%)、現在は導入していないが導入予定がある市町村は89市町村(5.1%)、現在導入しておらず今後の導入予定もない市町村は1,149市町村(66.0%)であった。6府県において、その県下(府下)の全市町村が本人通知制度を導入済みであった(図1)。

本人通知制度をすでに導入済み、または今後導入予定がある592市町村を対象に、同制度の導入時期

表1 BBJの予後調査の対象および調査項目

調査名	対象者	調査概要
1. 来院調査	第1期全登録者(47疾患)	診療情報の確認(来院者の死亡・死因情報の収集, 非来院者の特定)
2. 住民票調査	来院調査における死因不明者および非来院者	市町村への住民票照会(在住・転出・死亡情報の収集)
3. 死因調査	来院調査で死亡が判明した者および住民票調査で判明した死亡者	厚生労働省の人口動態データとの照合(死因情報の収集)

図1 全国の市町村における本人通知制度の普及状況（2015年3月現在）



と制度の内容について聞き取りを行った。導入（予定）時期では、導入済み市町村の約6割が2013年以降に導入していた（図2）。同制度の通知対象者については、全住民を対象とする制度が75市町村（12.7%）、同制度へ事前登録を行った住民を対象とする制度が498市町村（84.1%）、未定が34市町村（5.7%）であった（表2）。本人通知する交付の範囲については、第三者交付を行った全件の通知を行うのが458市町村（77.4%）、不正取得が発覚した場合など特定の場合のみ通知を行うのが201市町村（40.0%）、未定が33市町村（5.6%）であった（表2）。本人通知制度を導入済みの503市町村において、通知対象者と通知内容をもとに制度内容を分類した結果、事前登録者に第三者交付全件を通知する事前登録型を導入している市町村が404市区町村（80.3%）、全住民を対象に特定の場合に通知する不正告知型を導入している市町村が50市町村（9.9%）、事前登録型と不正告知型を併用している市町村が9市町村（1.8%）、事前登録者に特定の場合のみ通知している市町村が46市町村（9.1%）、全住民を対象に第三者交付全件を通知する市町村が10市町村（2.0%）、その他の方式が3市町村（0.6%）であった。

学術研究目的での住民票の写しの第三者交付の判断基準について、全市町村のうち、住民基本台帳事

務処理要領以外に担当者間で共有する一定の基準や指針などがあるのは250市町村（14.4%）、担当者ごとに住民基本台帳事務処理要領を基準に判断しているのが1,476市町村（84.8%）、その他15市町村（0.8%）であった。その他の具体的な内容については、「学術研究目的の場合は閲覧のみ許可し、交付はしない」、「学術研究目的の住民票交付は基本的には受け付けない。国や県の通達があった場合のみ受け付ける」、「国・公的なものであっても学術研究目的の場合は交付対象外」、「第三者交付を実施していない」、「法務局の依頼書に基づいて判断する」などであった。

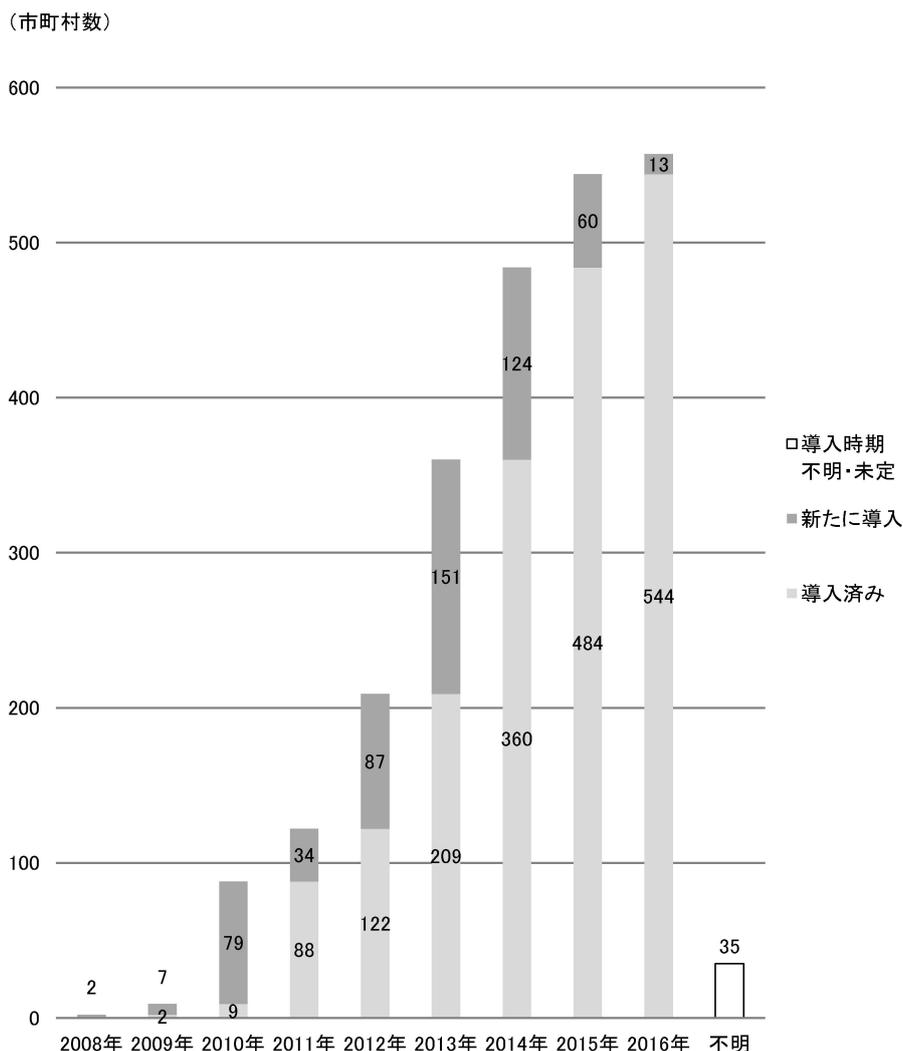
本人通知制度の導入状況別にみた学術研究目的での住民票の写しの交付判断基準は、本人通知導入済みの503市町村では担当者間で共有する一定の判断基準がある市町村の割合は17.3%、未導入の1,238市町村では13.2%であり、導入済みの市町村で担当者間で共有する一定の判断基準を持つ市町村の割合が有意に高かった（ $P=0.03$ ）。

2. BBJの予後調査における住民票の写しの交付請求

1) 交付可否の状況

BBJで2016年までに実施した予後調査における住民票の写しの交付請求の結果を表3に示した。2011年度の調査では、1,114市町村（全市町村に占める

図2 本人通知制度の導入時期 (n=592)



電話調査を2015年の3月に実施したため、2015年以降の「新たに導入」した市町村には当該年に導入予定と回答した市町村も含む。

表2 本人通知制度を導入済み・導入予定の市町村における同制度の通知対象と通知範囲

		本人通知制度が導入済み又は導入予定の市町村 (n=592)		導入済み市町村 (n=503)		導入予定の市町村 (n=89)	
		n	%	n	%	n	%
本人通知する対象者 (複数選択可)	全住民	75	12.7	65	12.9	10	11.2
	事前登録者のみ	498	84.1	452	89.9	46	51.7
	未定 (導入予定の場合のみ)	34	5.7	N/A	N/A	34	38.2
	その他	1	0.2	1	0.2	0	0
本人通知する範囲 (複数選択可)	第三者に通知された全件	458	77.4	416	82.7	42	47.2
	特定の場合のみ	201	34.0	180	35.8	21	23.6
	未定 (導入予定の場合のみ)	33	5.6	N/A	N/A	33	37.1
	その他	3	0.5	3	0.6	0	0

N/A : 該当なし

表3 BBJの予後調査で行った住民票の写しの交付請求の結果

	2011 年度	2013 年度	2014 年度	2016 年度
調査時の総市町村数	1,901	1,897	1,896	1,896
請求対象市町村数	1,114	1,139	1,120	1,146
住民票交付市町村数	1,113	1,137	1,105	1,140
住民票交付拒否市町村数	1	2	15	6
同意書の写しを必要とした市町村数	248	342	310	371
住民票請求件数	48,409	47,266	42,025	48,670
住民票交付許可（発行）件数	48,408	47,244	41,783	48,564
第三者請求として処理された件数	48,408	47,209	41,572	48,536
公用請求（に準じる請求も含む）として処理された件数	0	35	211	28
住民票交付拒否件数	1	22	242	106

本表で示す市町村数には、政令指定都市の行政区を含む。

割合は58.6%)に対して、48,409件の住民票の写しの交付請求を行い、交付が許可されたのは1,113市町村48,408件、交付不可と判断されたのは1市町村1件であった。2013年度は1,139市町村（全市町村の60.0%）に対して、47,266件の請求を行い、交付許可が1,137市町村47,244件、交付不可が2市町村22件であった。2014年度は、1,120市町村（全市町村の59.1%）に対して42,025件の請求を行い、交付許可が1,105市町村41,783件、交付不可が15市町村（請求先となる政令指定都市の行政区を考慮せずに政令指定都市を1市町村とすると5市町村）242件であった。2014年度は、交付不可の判断をした市町村に政令指定都市が含まれていたため、交付不可の件数が最も多かった。2016年度は、1,146市町村（全市町村の60.4%）に対して48,670件の請求を行い、交付許可が1,140市町村48,564件、交付不可が6市町村106件であった。

なお、住民基本台帳法では、住民票の写し等の交付について、本人等の請求、国又は地方公共団体の機関の請求（公用請求）、本人等以外の者の請求（第三者請求）に分けて規定している（法第12条）。BBJの予後調査で行った住民票の写しの交付請求はほとんどの請求が第三者請求として処理されたが、一部の市町村は「公用請求」または「公用請求」に準じる請求として処理し、その件数は、2011年度は0件、2013年度は35件、2014年度は211件、2016年度は28件であった。

2) 交付請求に必要な書類

BBJの予後調査では、住民票の写しの交付請求を協力病院から申請する前に、BBJ事務局から各市町村に同意書の写しを含む申請に必要な書類について照会している。実際の交付請求の際に研究参加の同意書の写しの添付が求められた市町村数は、2011年度は248、2013年度は342、2014年度は310、2016年度は371であり、2014年度に一旦減少したが、2016年度では再び増加した（表3）。

政令指定都市については、請求先の市から担当となる行政区の窓口を指定されない場合は、請求対象者の住所が含まれる行政区に対して住民票の写しの交付申請を行っているが、同一の市内の異なる行政区において同意書の写しの添付の必要・不要の判断が異なる場合があった。また、2014年度の調査では、最終的に交付不可の判断をした市において、市としての判断が降りる前に、一部の行政区から住民票の写しの交付がされ、市としての方針を決定後に返送を求められる事例があった。

3) 交付を認めなかった市町村の理由とその後の交付状況

過去4回のBBJの予後調査において、住民票の写しの交付を認めなかった市町村側の理由とその後の予後調査での交付可否については、次のようなものであった。

2011年度の調査で交付不可とした1市町村は、「患者本人の生死は病院から患者本人に直接問い合わせれば分かることであるため、本事業で住民票の写しを請求する意義が理解できない」との理由を挙げている。しかし、同一の市町村に対して、2013年度と2014年度も交付請求申請を行ったが、いずれも許可された。

2013年度の調査で交付不可とした2市町村からは、「研究参加の同意書上、住民票の写しの取得に関する明確な同意が確認できないこと」が理由として挙げられた。このうち1市町村は2011年度の調査では交付が許可されていたが、「2012年から本人通知制度が開始されたため、開示請求された場合の明確な根拠が必要になった」という理由も付記されていた。

2014年度の調査で交付不可であった5市町村のうち、2市町村は2013年度の調査でも交付不可であり、前回と同じ理由であった。また、新たに交付不可となった3市町村のうち、2市町村は、「研究参加の同意書上、住民票の写しの取得に関する明確な同意が確認できないこと」を理由として挙げた。さらに、このうち1市町村は「仮に住民票の写し交付後に情報開示請求や訴訟提起がなされた場合に、

BBJの提出した資料では、裁判官にBBJが住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者であると証明することが難しい」と回答していた。残る1市町村は2013年度の調査で住民票の写しが交付されたことを本人通知制度により知った住民から情報開示請求があり、住民から「このプロジェクト(BBJ)では(住民票の利用に関する)本人への意思確認がはっきり行なわれていない」と指摘があったため再検討を行い、交付不可と判断したとの理由を挙げた。

2016年度の調査で交付不可であった6市町村すべてが「研究参加の同意書上、住民票の写しの取得に関する明確な同意が確認できないこと」を交付不可の理由として挙げていた。これらのうち3市町村は2014年度の調査でも交付不可であったが、残る3市町村は2014年度の調査では交付を許可していた市町村であり、そのうちの1市町村は「2015年度から本人通知制度が開始され、第三者による交付請求に対する判断が厳しくなったこと」を交付不可の理由として回答した。

以上のように、交付拒否の理由として、わずかずつではあるが、説明・同意文書に住民票の交付を明記していないことへの指摘が増えたほか、本人通知制度の導入を理由にする市町村も増えた。

3. 本人通知制度の導入状況と住民票の写しの交付可否の関連

BBJの予後調査で交付申請を行った住民票の写しの交付可否について、本人通知制度の導入状況別に集計した結果を表4に示した。2011年度では導入済みの101市町村すべてから交付が認められ、導入していない1市町村で交付が認められなかった。2013

表4 本人通知制度の導入有無とBBJの予後調査における住民票の写しの交付可否

	本人通知制度の導入状況	住民票の写しの交付請求の結果(市町村数(%))		Fisherの正確確率検定によるP値
		交付可	交付拒否	
2011年度	導入済み	101(100)	0(0)	1.00
	未導入	893(99.9)	1(0.1)	
2013年度	導入済み	273(99.6)	1(0.4)	0.45
	未導入	778(99.9)	1(0.1)	
2014年度	導入済み	345(99.1)	3(0.9)	0.34
	未導入	726(99.7)	2(0.3)	
2016年度	導入済み	416(99.3)	3(0.7)	0.68
	未導入	681(99.6)	3(0.4)	

本人通知制度に関する電話調査の実施時点で市町村合併により存在しない市町村、および本人通知制度の導入時期が不明の市町村は除外した。

年度では、導入済みの274市町村のうち273市町村(99.6%)から交付が認められ、1市町村(0.4%)で交付が認められなかった。2014年度では、導入済みの348市区町村のうち、345市町村(96.1%)から交付が認められ、3市町村(0.9%)において交付が認められなかった。2016年度では、導入済みの419市町村のうち、416市町村(99.3%)から交付が認められ、3市町村(0.7%)において交付が認められなかった。調査年ごとに、本人通知制度の導入有無により住民票の写しの第三者交付の可否が異なるかについて、Fisherの正確確率検定を用いて検討した結果、いずれの調査においても有意差は認められなかった(2011年度 $P=1.00$; 2013年度 $P=0.45$; 2014年度 $P=0.34$; 2016年度 $P=0.68$)。

IV 考 察

電話調査の結果から、全国の約3割の市町村において本人通知制度が導入されており、導入済み市町村のうち約6割が2013年以降に導入していることから、この数年で急速に制度の導入が広がっていることが明らかとなった。2011年11月に1万件以上の戸籍謄本や住民票の写し等が不正取得された事件が発覚しており、この事件をきっかけに同制度が拡大したと推測される。また、同制度の運用形態については、事前登録した住民へ第三者に交付されたことを通知する事前登録型、事前登録不要で不正取得が判明した際に通知する不正告知型、事前登録型と不正告知型の併用型、事前登録者に特定の場合のみ通知する型があり、同制度を導入済みの多くの市町村が事前登録型を導入していた。とくに事前登録型の場合には、不正使用に限らず通知をするため、市町村側では住民からの照会に備え、学術研究への交付可否判断に関して厳格になりやすい可能性も考えられる。

ただし、本人通知制度の導入の有無と、BBJで実施した予後調査での住民票の写しの交付請求に対する交付の可否の間には有意な関連はみられなかった。本人通知制度の導入の有無にかかわらず、ほとんどの市町村から住民票の交付が認められており、現時点では、本人通知制度が学術研究目的の住民票の写しの交付判断に与える直接的な影響は大きくないと考えられる。

本研究の結果を踏まえ、三点の留意すべき事項が挙げられる。まず、住民票の交付を認めなかった市町村が本人通知制度開始による交付判断の厳格化を理由に挙げていたように、一部の市町村においては、本人通知制度をきっかけに住民票交付の可否判断の基準が見直され、学術研究目的の住民票の交付

請求の基準も例外なく厳格化していることである。個人情報保護法および行政機関個人情報保護法では、学術研究目的のために個人情報を提供する場合を適用除外としている。しかし、地方公共団体の個人情報保護条例では、個人情報の定義さえも統一されておらず、学術研究目的の提供についての規定がない条例があると指摘されている^{9~11)}。このような状況の下、市町村が本人通知制度を導入する際に、住民票の写しを利用する学術研究への影響は、ほとんど考慮されなかったと推測される。そのため、現状では、法が許容する範囲を超えた萎縮が無自覚でなされており、このまま本人通知制度を導入する市町村が増えることによってそうした萎縮が拡大する可能性もある。

次に、電話調査の結果から明らかになったように、学術研究目的の住民票の写しの交付の判断基準について、ほとんどの市町村において、担当者で共有する一定の明確な基準がない点である。そのため、一部の市町村では、学術研究目的の交付は行わないといった住民基本台帳事務処理要領を超えた独自の判断を行っているほか、住民票の写しの交付請求の際に必要な添付書類の判断、交付の可否判断すらも、担当者間で変わることがあると考えられる。とくに人口規模の大きい政令指定都市でこのような判断の揺れが生じれば、2014年度の結果が示すように、コホート全体の追跡率にも少なからぬ影響が生じる可能性がある。コホート研究の成否には高い追跡率を維持することが重要であるが、こうした状況では、市町村の担当者の知識や関心が研究の成否に影響を与えかねない。

最後に、同意書に住民票交付申請に関する明確な記載があるかどうか、市町村の住民票の写しの交付に関する判断の拠り所となっている点である。住民票の写しの交付を認めなかった多くの市町村が説明・同意文書に住民票の交付について明記されていないことを交付不可の理由として挙げており、4回の予後調査において、住民票の写しの交付申請の添付書類として同意書を必要とする市町村が増加している。また、住民票の写しの交付を認めなかった市町村から住民票照会を行う正当な理由がある者としての証明が難しいという理由が挙げられたことから分かるように、市町村側としては、同意書の記載以外に判断の明確な根拠となる法律や指針等がないことが大きいと考えられる。

著者らは、研究対象者に対しては、可能な限り、住民票照会の実施を明示した説明文書に基づいて同意を取得すべきだと考える。実際にBBJでは、2013年から研究参加者のリクルートを開始した第2

コホートの同意・説明文書に、2008年の住民基本台帳法の改正を踏まえて、住民票の利用を明記した。このように、今後、新たな研究を実施する場合は、説明・同意文書の記載整備により市町村による判断を容易にできるだろう。

しかし、複数の要因やその組み合わせの予後への影響について検討するためには、10万人規模のコホート研究でも10年以上の追跡が必要とされており、実際に国内の多くの大規模コホート研究が数十年にわたり対象者を追跡している¹²⁾。これらの研究の中には、BBJの第1コホートのように、旧倫理指針や旧住民基本台帳法のもとで発足した研究も多数ある。このような研究は関連する倫理指針や法律に従って適切に実施されていても、説明・同意文書に住民票の利用について明確な記載があるとは限らない。また、現時点での研究対象者から再同意取得が困難な場合も多く、今後、住民票を利用して予後情報を取得することが難しくなると懸念される。本邦には学術研究のための生存確認に使用できる死亡統計データベースがないため、予後調査の追跡率や精度を上げるためには住民票照会が不可欠であり²⁾、多くのコホート研究や疾患登録が住民票照会によって対象者の予後に関する情報を取得している。このままでは、これらの既存の研究から精度の高い成果を得ることが困難になるかもしれない。

2015年の個人情報保護法改正を踏まえて、今後、多くの地方自治体が、個人情報保護条例の改正や、個人情報を取り扱う事務の基準等の見直しを行うと予想される。同法の改正に伴い、2017年に改正された「人を対象とした医学系研究に関する倫理指針」(文部科学省・厚生労働省)では、改正後も既存試料・情報を用いる研究に本人同意以外の道が残された¹³⁾。ただし、研究者側も市町村には、部落差別や虐待、ドメスティック・バイオレンス(DV)などに関連した不適切な交付請求を拒否する責務があることも理解しなければならない。今後も引き続き、研究者や本学会のような疫学・公衆衛生学に関わる学術団体が疫学研究や予後調査、行政情報の利用の意義や成果について、社会に向けて説明していくとともに、全国の市町村に向けた詳しい手引きを作成したり、住民票の写しの交付可否の判断に必要な公共性の高い学術活動に関する基準を示すなど、市町村を支援する取り組みを行っていく必要があると考えられる。

V 結 語

BBJの予後調査における住民票の写しの交付拒否の理由の一部に、本人通知制度の開始に伴う判断基

準の見直しを挙げる市町村が散見された。多くの市町村に学術研究目的の住民票の写しの交付に関する一定の判断基準がなく、学術研究目的で住民票を利用することが困難な場合があることが示された。今後、学術研究目的の住民票の写しの交付の判断基準となる研究の公益性に関する基準を示すなど、市町村を支援する取り組みが必要である。

本研究は、日本医療研究開発機構委託事業「オーダーメイド医療の実現プログラム」による財政的な支援を受けました。本研究の実施にあたり、予後調査の実施にご協力頂きました徳洲会病院・日本医科大学・順天堂大学・日本大学・岩手医科大学・東京都健康長寿医療センター・がん研究会有明病院・飯塚病院・大阪府立病院機構 大阪国際がんセンター・滋賀医科大学・国立病院機構 大阪医療センター・複十字病院の皆さま、ご指導頂きました理化学研究所・久保充明先生、予後調査の業務構築と実施に尽力下さった、山下恭司氏、芳野留美氏、坂利江氏に心から御礼を申し上げます。

なお、本研究に関して開示すべき COI 状態はありません。

(受付 2017. 9.20)
採用 2018. 3. 7)

文 献

- 1) 日本疫学会, 監修. はじめて学ぶやさしい疫学: 疫学への招待. 東京: 南江堂. 2002; 49-51.
- 2) 原田亜紀子, 岡山 明, 喜多義邦, 他. 人口動態調査の調査票情報を用いた大規模コホート研究における死因照合作業の問題点の検討. 厚生学 2012; 59(11): 1-8.
- 3) 日本学術会議基礎医学委員会・健康・生活科学委員会合同パブリックヘルス科学分科会. 提言 保健医療分野における政府統計・行政資料データの利活用について: 国民の健康と安全確保のための基盤整備として. 2008. <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-t62-6.pdf> (2017年12月1日アクセス可能).
- 4) Centers for Disease Control and Prevention, National Center for Health Statistics. National Death Index. <https://www.cdc.gov/nchs/ndi/index.htm> (2017年12月1日アクセス可能).
- 5) 野村雍夫, 高山孝弘, 萩野義明, 他. 生存時間解析よりみた乳癌術後追跡調査の精度管理. 癌の臨床 1998; 44(7): 755-761.
- 6) 市町村自治研究会, 編. 全訂 住民基本台帳法逐条解説. 東京: 日本加除出版. 2014; 143-181.
- 7) 日本弁護士連合会. 戸籍謄本等取得に関する本人通知制度に関する申入書. 2009. <https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/090807.pdf> (2017年8月25日アクセス可能).
- 8) 佐藤真弓, 西野善一, 片倉隆一. 宮城県立がんセンターにおける生存確認調査. 日本医療マネジメント学会雑誌 2014; 15(3): 189-192.
- 9) 堀部政男. 個人情報保護法の制定と学術研究に関する適用除外: 日本における個人情報保護システムをデザインして. 学術の動向 2005; 10(1): 36-42.
- 10) 鈴木正朝. 個人情報・プライバシー保護の理論と課題 番号法制定と個人情報保護法改正: 個人情報保護法体系のゆらぎとその課題. 論究ジュリスト 2016; 18: 45-53.
- 11) 伊藤 新, 上原哲太郎. 各都道府県および政令指定都市の個人情報保護条例の比較. 研究報告セキュリティ心理学とトラスト (SPT) 2014; 2014-SPT-10(32): 1-8.
- 12) 玉腰暁子, 佐藤恵子, 松井健志, 他. 日本における地域住民対象中高齢者コホート研究の現状とゲノム時代の新たなコホート研究構築に向けての提言. 保健医療科学 2012; 61(2): 155-165.
- 13) 文部科学省, 厚生労働省. 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針. 2017. <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/0000153339.pdf> (2017年12月1日アクセス可能).

National survey of municipalities examining the introduction of *Honnintsuchiseido* and its effect on the issuance of resident record copies for academic research

Akiko NAGAI*, Kaori MUTO* and Yusuke INOUE*

Key words : Residential Basic Book Act, resident record, *Honnintsuchiseido*, follow-up survey, Biobank Japan, ethical guidelines

Objectives This study examines the dissemination of *Honnintsuchiseido* (a system of providing notifications to citizens that a municipality issued a copy of resident record to a third party) in Japan and its effect on the use of copies of resident record for academic research.

Methods In February and March 2015, a telephone survey was conducted in 1,741 municipalities (including special wards) in Japan. The survey examined the implementation of *Honnintsuchiseido* and standards for issuing copies of resident record for academic research in the municipalities. Further, we analyzed the implementation of *Honnintsuchiseido* and the results of requests for issuing copies of resident record for the Biobank Japan (BBJ) project.

Results The results found that 28.9% of the municipalities had already introduced *Honnintsuchiseido*. Approximately 85% of the municipalities responded that their each official judged the issuance of copies of resident record for academic research based on a handbook of paperwork for the Basic Resident Registration. Further, approximately 14% responded that they had common definite standards in their officials for judging the issuance of copies of resident record for academic research. One of the main reasons for the refusal to issue copies of resident record in the BBJ project was that the consent form of the project did not specify the use of the resident record. In addition, some municipalities refused because the standards for judgments were revised with the implementation of *Honnintsuchiseido*. However, there was no significant association between the introduction of *Honnintsuchiseido* and the refusal to issue copies of resident record for the BBJ project.

Conclusions Some municipalities refused to issue copies of resident record because the standards were revised with the implementation of *Honnintsuchiseido*. Further, many municipalities did not have any common specific criteria for judging the issuance of copies of resident record for academic purposes. Therefore, specific standards should be formulated to clarify the type of research having public interest, which will support the judgment of municipalities regarding the issuance of copies of resident record for academic research.

* Department of Public Policy, The Institute of Medical Sciences, The University of Tokyo